

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

条 例

恩給の年額の昭和五十六年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十一号

恩給の年額の昭和五十六年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十六年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十六年七月鳥取県条例第二十三号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十六年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を

目 次

- 恩給の年額の昭和五十六年改定に関する条例
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県官病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県官住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県官社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

◆公安規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

乗じて得た額に改定する。

一 四十九万二千円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十六年四月分以降、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を乗じて得た金額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三五五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従

前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十六年四月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして、前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
七二六、三〇〇 円	七六二、一〇〇 円
七五八、七〇〇	七九五、九〇〇
七九二、一〇〇	八三〇、七〇〇
八二五、〇〇〇	八六五、〇〇〇
八五八、八〇〇	九〇〇、二〇〇
八七九、七〇〇	九二一、九〇〇

一、九八〇、〇〇〇
 一、九二九、二〇〇
 一、八八〇、九〇〇
 一、七八二、九〇〇
 一、七四九、一〇〇
 一、六九一、八〇〇
 一、六五一、七〇〇
 一、六〇九、六〇〇
 一、五二七、一〇〇
 一、四五二、四〇〇
 一、三九六、二〇〇
 一、三七六、七〇〇
 一、三〇三、六〇〇
 一、二六七、〇〇〇
 一、二二九、二〇〇
 一、二〇〇、一〇〇
 一、一五四、二〇〇
 一、一一七、六〇〇
 一、〇八一、一〇〇
 一、〇四七、九〇〇
 一、〇一四、八〇〇
 九八七、七〇〇
 九五八、四〇〇
 九二四、六〇〇
 九〇〇、八〇〇

二、〇六八、五〇〇
 二、〇一五、五〇〇
 一、九六五、二〇〇
 一、八六三、一〇〇
 一、八二七、九〇〇
 一、七六八、二〇〇
 一、七二六、四〇〇
 一、六八二、五〇〇
 一、五九六、五〇〇
 一、五一八、七〇〇
 一、四六〇、一〇〇
 一、四三九、八〇〇
 一、三六三、七〇〇
 一、三二五、五〇〇
 一、二八六、一〇〇
 一、二五五、八〇〇
 一、二〇八、〇〇〇
 一、一六九、八〇〇
 一、一三一、八〇〇
 一、〇九七、二〇〇
 一、〇六二、七〇〇
 一、〇三四、五〇〇
 一、〇〇四、〇〇〇
 九六八、七〇〇
 九四三、九〇〇

四、六三一、七〇〇
 四、四七五、三〇〇
 四、三八八、九〇〇
 四、三一四、三〇〇
 四、一四九、七〇〇
 四、〇六六、九〇〇
 三、九七九、四〇〇
 三、八〇五、八〇〇
 三、六三四、二〇〇
 三、五四四、九〇〇
 三、四六一、五〇〇
 三、三二九、〇〇〇
 三、一九五、五〇〇
 三、〇六一、五〇〇
 二、九五五、二〇〇
 二、九二八、四〇〇
 二、七九一、七〇〇
 二、六五一、九〇〇
 二、五八三、一〇〇
 二、五一二、五〇〇
 二、三九八、三〇〇
 二、二八二、九〇〇
 二、二〇一、五〇〇
 二、一七六、〇〇〇
 二、〇七七、五〇〇

四、八二〇、一〇〇
 四、六六三、七〇〇
 四、五七七、三〇〇
 四、五〇〇、八〇〇
 四、三二九、三〇〇
 四、二四三、〇〇〇
 四、一五一、八〇〇
 三、九七〇、九〇〇
 三、七九二、一〇〇
 三、六九九、一〇〇
 三、六一二、二〇〇
 三、四七四、一〇〇
 三、三三五、〇〇〇
 三、一九五、四〇〇
 三、〇八四、六〇〇
 三、〇五六、七〇〇
 二、九一四、三〇〇
 二、七六八、六〇〇
 二、六九六、九〇〇
 二、六二三、三〇〇
 二、五〇四、三〇〇
 二、三八四、一〇〇
 二、二九九、三〇〇
 二、二七二、七〇〇
 二、一七〇、一〇〇

四、七九九、一〇〇	四、九八七、五〇〇
四、八三一、七〇〇	五、〇二〇、一〇〇
四、八六二、五〇〇	五、〇五〇、九〇〇
四、八九四、四〇〇	五、〇八二、三〇〇
四、九七〇、三〇〇	五、一五六、六〇〇
五、一二三、五〇〇	五、三〇六、四〇〇
五、二七六、九〇〇	五、四五六、四〇〇
五、三五二、八〇〇	五、五三〇、六〇〇
五、四三〇、五〇〇	五、六〇六、六〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が七二六、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇四二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が五、四三〇、五〇〇円を超える場合には、その年額に〇・九七八を乗じて得た額に二九五、六〇〇円を加えた額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、それぞれ仮定給料年額とする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十二号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「収用委員会の委員」を「専門委員」に、「その他これに類する構成員」を「その他の構成員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）

選挙管理委員会の委員	教育委員会の委員			出納長	副知事	知事	議会の議員			給与の名称	給与の額	
	委員長	委員	委員長				議員	副議長	議長			
委員長	委員長	委員長	委員長	長	事	事	議員	副議長	議長	報酬	月額	六四〇、〇〇〇円
〃	〃	報酬	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五五〇、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五一〇、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八七〇、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六七〇、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五七〇、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四五、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一二〇、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一一〇、〇〇〇円

公安委員会の委員	内水面漁場管理委員会の委員	海区漁業調整委員会の委員	収用委員会の委員		地方労働委員会の委員			人事委員会の委員		監査委員		委員	
			委員	会長	委員	会長	委員	委員長	委員	委員長	議会の議員のうちから選任された監査委員		知識経験を有する者のうちから選任された監査委員
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
二一〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円

専 門 委 員	一日につき 二二、〇〇〇円
附属機関の委員その他の構成員	六、五〇〇円
選 挙 分 会 長	五、六〇〇円
選 挙 分 会 長	五、六〇〇円
審 査 分 会 長	五、六〇〇円
選 挙 分 会 人	四、五〇〇円
審 査 分 会 人	四、五〇〇円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十六年七月一日から適用する。
- 3 特別職の職員が、改正前の特別職の職員に関する条例の規定に基づいて、昭和五十六年七月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十三号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「百四十二万円」を「百四十九万円」に、「八百二十万円」を「八百九万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十五年四月分」を「昭和五十六年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている实在職年の年数	金
	退職年金についての最短恩給年限以上	七四九、〇〇〇円
六十五歳以上の者に給する退職年金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	五六一、八〇〇円
	六年以上九年未満	四四九、四〇〇円
	六年未満	三七四、五〇〇円
六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短恩給年限以上	五六一、八〇〇円

六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金

遺族年金	九年以上	五六一、八〇〇円
	六年以上九年未満	四四九、四〇〇円
	六年未満	三七四、五〇〇円
	退職年金についての最短恩給年限以上	四八七、〇〇〇円
遺族年金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	三六五、三〇〇円
	六年以上九年未満	二九二、二〇〇円
	六年未満	二四三、五〇〇円

第二条第四項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「年金条例」という。)
第二十三条ノ二第一項の規定及び附則第五項の規定は昭和五十六年七月一日から、
第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(以下「昭和四十一年改定条例」という。)
第二条第一項及び第四項の規定は同年四月一日から適用する。
- 昭和五十六年四月分及び同年五月分の退職年金又は遺族年金の年額に(長期在職者等の恩給の年額についての特例に関する経過措置)

関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十六年七月鳥取県条例第二十三号）附則別表」とする。

(職権改定)

4 前項の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

5 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和五十六年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

6 昭和五十六年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、恩給の年額の昭和五十六年改定に関する条例（昭和五十六年七月鳥取県条例第二十一号）第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもつて恩給の年額とする。

附則別表（附則第三項関係）

六十五歳以上の者に給する退職年金	退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎 在職年に算入されている実在 職年の年数	金 額
	退職年金についての最短恩給 年限以上	七三三、六〇〇円	
	九年以上退職年金についての 最短恩給年限未満	五五〇、二〇〇円	
	六年以上九年未満	四四〇、二〇〇円	
六年未満		三六六、八〇〇円	

六十五歳未満の者に給する退職年金（公務傷病年金に併給される退職年金を除く。）

遺族年金	退職年金についての最短恩給 年限以上	五五〇、二〇〇円
	九年以上	五五〇、二〇〇円
	六年以上九年未満	四四〇、二〇〇円
	六年未満	三六六、八〇〇円
	退職年金についての最短恩給 年限以上	四七六、八〇〇円
	九年以上退職年金についての 最短恩給年限未満	三五七、六〇〇円
六年以上九年未満	二八六、一〇〇円	
六年未満	二三八、四〇〇円	

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「百分の五・二」を「百分の五」に改める。

第二百五条の見出し中「但書」を「ただし書」に改め、同条第一項中「但書」を「ただし書」に、「申請書に使用しようとする領収証及びその写を添えて」を「申請書を」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第五項中「写」を「写し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該用紙による領収証及びその写しに検査済証印の押印を受けることが困難な場合等で知事の承認を受けたときは、この限りでない。
附則第五十二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「百分の六・二」を「百分の六」に改める。
附則第五十三項中「六・二分の一」を「六分の一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第三十九条並びに附則第五十二項及び附則第五十三項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の県民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第四十二条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、地方税法第五十七条第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであつた県民税の法人税割については、なお従前の例による。

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十五号

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条第一号中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次項及び附則第四項に定めるものを除き、改正後の新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例第二条第一号の規定は、この条例の施行の日以後の対象設備（同条に規定する対象設備をいう。以下同じ。）に係る工場用の建物又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の対象設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、改正前の新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例第二条第一号の規定は、昭和五十六年一月一日前に対象設備に係る工場用の建物の新築の工事に着手した者が、当該建物を当該新築により取得する場合における当該建物の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該建物の取得が昭和五十七年十二月三十一日までに行われたときに限り、なおその効力を有する。

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十六号

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「一千万円」を「千五百万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例第二条第一号の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備を製造の事業の用に供する場合について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備を製造の事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十七号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一万二千三百三十円」を「一万三千四百十円」に改める。
別表第一の表中「一、二五〇円」を「一、四五〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十八号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の健康診断の項及び恩給年金診断の項中「千二百五十円」を「千四百五十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十五年	河北	倉吉市福庭
------	----	-------

庭

五十五年	河北	倉吉市福庭
五十五年	末恒第十二	鳥取市美萩野

二丁目

二四	二四
三六	三六

別表第一の第二種県営住宅の表中

五十五年	法勝寺第二	西伯郡西
------	-------	------

伯町大字法勝寺

一〇

を

五十五年	法勝寺第二	西伯郡西伯町
五十五年	土師百井	八頭郡郡家町
五十五年	東和田	倉吉市和田東

大字法勝寺	一〇
大字土師百井	八
町	一〇

に改める。

別表第二の表中

国中

郡家町

を

国中及び土師百井

郡家町

に、

三明寺、高城第一、高城第三、小鴨及び北野

城第二、高

倉吉市

を

三明寺、高城第一、高城第二、高城第三、小鴨、北野及び東和田

倉吉市

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五千二百円」を「五千四百円」に、「八千九百円」を「九千三百円」に改め、同条第三項中「三百三十三円」を「三百六十七円」に、「百円」を「百十七円」に、「二百十七円」を「二百五十円」に改める。

第八条の九を第八条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

第八条の十一 年金たる給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付で次に掲げるものがあるときは、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

- 一 年金たる給付を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族給付年金、遺族給付一時金又は葬祭給付
- 二 過誤払による返還金債権に係る遺族給付年金と同順位で支給されるべき遺族給付年金

第八条の八第一項中「傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）」を「年金たる給付」に改め、同条を第八条の九とする。

第八条の七の次に次の一条を加える。

（年金たる給付の額の端数処理）

第八条の八 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金

たる給付」という。)の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第九条中「十六万五千元」を「十八万五千元」に改める。

別表第二の二級の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の九を第八条の十とし、同条の次に一条を加える改正規定、第八条の八第一項の改正規定、第八条の八を第八条の九とする改正規定及び第八条の七の次に一条を加える改正規定は、昭和五十六年九月一日から施行する。

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条及び第九条の規定は、昭和五十六年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金(次項において「傷病給付年金等」という。)で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第八条の八の規定は、昭和五十六年九月一日以後に給付の事由が生じた傷病給付年金等及び同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

4 改正後の条例第八条の十一の規定は、昭和五十六年九月一日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

5 改正後の条例別表第二の二級の項の規定は、昭和五十六年二月一日以後に給付の事由が生じた障害給付年金及び同日前に給付の事由が生じた障害給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十一号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第五条の表中鳥取県営選手合宿所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第七号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第八条の八第三項」を「第八条の九第三項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第十一条の二 本部長は、条例第八条の十一の規定により年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払

による返還金債権の金額

二 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち、前号の金額に充当した金額

様式第二号のあなたが受けることができる給付の内容の2の(2)中「165,000円」を「185,000円」に改める。

様式第六号の4の欄中「165,000円」を「185,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、昭和五十六年九月一日から施行する。